



平成26年2月14日

各 位

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社  
代表取締役社長 小松 裕 介  
(コード番号 6819)  
問い合わせ先  
経営企画室 岩井 俊 輔  
電話番号 03-5786-3900

## 本訴及び反訴の判決(両訴訟ともに勝訴の確定)に関するお知らせ

平成26年1月27日付「本訴及び反訴の判決(両訴訟ともに勝訴)に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当社及び当社子会社である株式会社サボテンパークアンドリゾート(以下「SPR社」という)は、同日付で、東京地方裁判所より、本訴及び反訴ともに勝訴判決の言い渡しを受けておりましたが、株式会社ICP(以下「ICP社」という)が控訴期限である平成26年2月12日までに控訴手続きを行わなかったことから、両訴訟ともに勝訴判決が確定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 勝訴の確定に至った経緯

本訴は、SPR社及びICP社が平成18年3月9日付で締結した不動産売買契約を原因として、ICP社が、当社及びSPR社に対して、未払金75百万円及び遅延損害金の支払いを求めて提起したものであります。

反訴は、SPR社が、ICP社に対して、短期貸付金に基づく元金3億円のうち金1億円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めて提起したものであります。

平成26年1月27日、東京地方裁判所は、本訴について、ICP社の当社及びSPR社に対する請求はいずれも棄却、反訴について、ICP社は、SPR社に対して、金1億円及びこれに対する平成25年2月16日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払えと判決し、当社及びSPR社を勝訴とする判決を言い渡しました。

今般、ICP社が控訴期限である平成26年2月12日までに控訴手続きを行わなかったことから、両訴訟ともに勝訴判決が確定いたしました。

#### 2. 本訴を提起した者

- |           |                  |
|-----------|------------------|
| (1) 名 称   | 株式会社ICP          |
| (2) 代 表 者 | 代表取締役 趙 裕 燦      |
| (3) 本店所在地 | 東京都港区赤坂三丁目12番11号 |

#### 3. 本訴及び反訴の判決の内容

- (1) ICP社の本訴請求をいずれも棄却する。
- (2) ICP社は、SPR社に対し、金1億円及びこれに対する平成25年2月16日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は本訴、反訴を通じ、ICP社の負担とする。
- (4) この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

#### 4. 今後の見通し

当社及びSPR社は、本訴及び反訴について、いずれも勝訴が確定いたしました。SPR社の今後の対応につきましては、弁護士と相談の上で適切な対応をまいります。

以 上